

第6回三春町文化財保存活用地域計画策定協議会にかかる質問・意見及び回答

(1)三春の宝物リスト【資料2】について

【質問】

- 本リストは公開ですか、非公開ですか。

回答) 本リストは地域計画の資料編として公開を予定しております。なお、お送りしたリストは、委員の皆さんに掲載予定の宝物を確認していただく目的で、すべての宝物を地区・区分別に列記した暫定的な表です。最終的に公開するのは、表の形式を整理し、名称、文化財類型、所有者、所在地、指定(年月日)の5項目程度にする予定です。

- 最上段の見出し部分の左から5番目の欄にキャプションがありません。

回答) 整理作業用に設けた小区分の欄で、公開するものには掲載しない予定です。

- 「指定等」の「-」の意味は何か教えてください。

回答) 指定とも未指定とも言いがたい埋蔵文化財包蔵地に付けた記号で、公開するものには掲載しない予定です。

- 指定文化財～近世社寺緊急調査までの欄で、記載されている数字は何を意味しているか教えてください。

回答) 「指定文化財」については指定番号、「埋蔵文化財」については遺跡番号、「近世社寺緊急調査」については調査票番号を記入していますが、公開するものには掲載しない予定です。

- No.980の所有者は福島県教育委員会です(所蔵等に記載)。

回答) 「福島県文化財センター白河館蔵」を「福島県教育委員会蔵」と修正します。

- No.282ほか墓地など宝物とする根拠が不明なものが見受けられる。

回答) 地域の墓地は、国土利用計画の中で「地域の宝エリア」のひとつに位置付けられていることから、宝物に含めました。墓地を含めた各未指定文化財については、計画策定後、調査を行った上で、宝物から除外するものも出てくると考えています。

- 「宝物リスト」には「お城坂枝垂れ桜」や愛宕神社のイヌシデ、ケヤキなども入っているようですが、「福聚寺枝垂れ桜」は如何でしょうか？

回答) No.59に「福聚寺桜」として記載しています。名称は検討します。

- 56の項目の「附大般若経」は「附大般若経残欠」でしょうか？

回答) 「大般若経残欠」とする呼び方もありますが、福島県の指定名称(平成5年3月23日付け福島県教育委員会告示第3号)で、「田村氏掟書 附 大般若経」とあるため、それによりました。

- 49の「三春馬車鉄道駅跡」を宝物指定するのであれば、標式だけでなく、何かモニュメント的なモノが欲しいのでは？

回答) 宝物の中には、現状で何も存在しない跡地も含んでいます。計画策定後、素案 p.50 措置 11-1「文化財サイン整備事業」または 11-2「文化財周辺環境整備事業」などの中で検討します。

- 近世社寺建築緊急調査～緑の文化財までの調査の目的・内容等が不明のため、リスト全体の見方がよく理解できない。もっとスッキリできないか。

回答) 「近世社寺建築緊急調査」は、昭和55年度に福島県教育委員会が近世の社寺建築物

保存の基礎資料とするために、各市町村に調査を依頼し、統一的な基準でとりまとめた建築物の調査です。三春町では地元の調査員 6 名により計 91 棟を調査を行った最大規模の悉皆調査で、その調査データが歴史民俗資料館に保存されています。「国土利用計画」は、国土利用計画法第 8 条に基づき、総合的かつ計画的な土地利用を推進するために、平成 28 年に策定された第 2 次三春町計画のことで、各地区まちづくり協会が策定した地区土地利用計画に基づきます。この地区土地利用計画の中で、寺社や名所・旧跡などを地域の宝ゾーンとして選定しており、文化財保存活用地域計画での宝物と共通する要素であることから、宝物リストに加えました。「緑の文化財」は、福島県農林水産部が老樹・名木・鎮守の森を保護するために、昭和 55 年から緑の文化財として登録し、保護工事等を行っているもので、三春町内では 8 箇所が登録されています。これら既往の調査成果を利用したもので、最終的に公開するリストでは、正式に登録されている緑の文化財についてのみ指定欄に記載し、ほかの説明は付けない方向で考えています。

- 384 廣伝寺 南成田大桜と記入がありますが、住所は田村市船引町荒和田字西小屋 252 です(2022 年 11 月発行のゼンリンの住宅地図による)。

回答) お申し越しのとおり、要田地区で開催したワークショップでは、近隣市町文化財として挙げられておりました。町内の宝物ではないため、削除します。

- 377 草梁内神社 梁⇒深 では？

回答) 草深内の間違いでした。訂正します。

- 692 矢掛の松 所在地が鷹巣となっていますが、沼沢では。又、旧街道の休憩所とか他にないようなので、入れられたらお願いします。

回答) 沼沢字浜井場の間違いでした。訂正します。

- 693 浜井場の地名 ここも鷹巣になっていますが、もしかして鷹巣にもあるのでしたら、沼沢を加えて頂ければありがたいです。

回答) ワークショップで出たものでしたが、沼沢字浜井場の間違いでした。訂正します。

- 711 春日神社の杉・松 松は桜(の間違い)で、紅枝垂れ桜です。

回答) 桜を松と誤記していました。訂正します。

- 717 庖瘡様 所在地が新屋敷になっていますが、宮ノ前ではないかと思います。

回答) 沼沢字宮ノ前の間違いでした。訂正します。

【意見】

- リストについて、これからのまとめ方にもよるが、種別ごとにあると分かりやすい。
- 活用において、各宝物の所有者、地域、管理者、連絡先等のお知らせ方向(町が一括問い合わせ窓口となるか)などを明確にすることで、見やすいリストとなると思われる。
- 各地域ごとのマップを作成し、見ていただく手段にもなると思う
- このリストアップだけでも大変な作業だったと想像し、敬意を表します。

回答) 今後、計画に掲載するリストは、委員の皆さんと協議した上で、形態を決定したい。

(2)地域計画素案【資料3】【資料4】について

【質問】

<資料 4 >

- p11「文化財関連施設」とありますが、「文化財」とそぐわない施設があり、文化的施設と

混同しているように思います(例えば田部井淳子記念館は、遺品は文化財ではないのは…。宝物リストにもない)

回答) 田部井淳子氏の遺品は、ほかの歴史資料と同様の扱いで歴史民俗資料館で収蔵しており、三春の宝物であると考えています。このような歴史民俗資料館所蔵品について、指定文化財については各点をリストに掲載したほか、30所蔵古文書群と31所蔵行政文書群を挙げています。このほかの所蔵品も宝物と考えていますが、列挙する訳にもいかないので、一括して歴史民俗資料館所蔵品として宝物リストに掲載する等検討したい。

- 序章p1町指定に止まっている→留まっている
- p14上から2行目「それを基づいて」→「それに基づいて」

回答) 訂正します。

- 第2章1・2に埋蔵文化財が出てきませんが、冒頭では「埋蔵文化財」も宝物に定義しています。指定＝周知の埋蔵文化財包蔵地、未指定＝埋蔵文化財包蔵地のニュアンスだと思えますが、いかがでしょうか。

- 全体的に「埋蔵文化財」と「遺跡」をどう書き分けるか。

回答) (周知の) 埋蔵文化財包蔵地の扱いを明記しておりませんが、ここでは埋蔵文化財包蔵地のうち、記念物・遺跡(史跡)に指定されているものは指定文化財、それ以外の埋蔵文化財包蔵地台帳に登録されている埋蔵文化財包蔵地は、未指定の遺跡として区分しました。そこで、欄外に脚注として、「ここでは、史跡に指定されていない埋蔵文化財包蔵地を、未指定の遺跡に加えています」等と加えたいと思います。

- 第4章2の調査状況にも埋蔵文化財と文化財の保存技術がありません。

回答) 埋蔵文化財については、上記と同様で、記念物の遺跡として説明しています。文化財の保存技術については、追加記載いたします。

- p30最下段「遺跡の密度が濃い地区でもあります」と言うことは、「昔の人々の様相がより明らかとなった地区」と言うことだと思いますがいかがでしょうか。

回答) そうした文言に訂正します。

- p28(5)文化的景観「旧城下町～それらを含む風景」の意味が通じない。

回答) 三春城跡や寺社から望む風景と、逆に三春城跡や寺社を望む風景を記したつもりでしたが、宝物リストを見る限り、城跡(城山)から望む風景が主体であるため、「三春城跡から望む風景や、農村部の集落…」と訂正します。

- 第3章の城下町の文化、産業と工芸品製作、芸能などは第2章まででそれほど触れられていないが、それでよいか。

回答) 委員の方々に諮りながら、文章を検討します。

- 第7章で、40件近い措置を立ち上げることになっているが、町の体制(人材、財政面)として大丈夫か。

回答) 庁内の他部署との打合せで出た意見等も踏まえ、措置を今一度精査し、絞り込みを行っているところです。

【意見】

- 資料3・資料4 滝桜の苗の育成・販売について。生産者団体を組成するにあたり、先駆者はしっかり優遇いただきたい。三春滝桜の苗育成・普及にそれぞれ苦勞があり、それぞれの技術や管理もある。販路拡大についても尽力している。団体組成の仕組みと並行し、生産者等の功勞も検討いただきたい。

● p28(6)伝統的建造物群に挙げられた「弓町の遊郭跡」ですが、これをどうするかは早急に話し合い、方向性を決めた上で多部署横断的に対処する必要があると思います。

(3)その他、ご意見等ございましたらご記入ください。

委員からの意見はありませんでした。